

請求人 宛て

横浜市監査委員	藤 野 次 雄
同	高 品 彰
同	前 田 一
同	梶 村 充

住民監査請求に基づく監査について（通知）

令和 6 年 3 月 4 日に受け付けました住民監査請求については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」といいます。）第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。

（理 由）

法第 242 条第 1 項は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。

本件請求において請求人は、令和 4 年度に実施されたレシートを活用した市民・事業者支援事業の郵送申請による参加者への「キャッシュバック（現金支給）」（以下「キャッシュバック」といいます。）に関し、経済局が「財務会計上の管理を怠り、地方自治法第 243 条に違反して公金の歳出にかかる支出事務」を特定法人に「委託した」と述べています。また、「監査請求の対象となる財務会計行為」として、経済局が特定法人に対し、キャッシュバックの支払いのために、「預り金として支出した事業費 9 億 5 千万円が該当する」と述べています。

このことから、請求人は、経済局が行った、キャッシュバックに係る特定法人との契約の締結及び特定法人への事業費の支出について財務会計上の行為を個別的・具体的に摘示しているものと解されます。さらに、請求人は、経済局が「預り金として支出した事業費 9 億 5 千万円」を横浜市の財産と捉え、その管理についても主張しているものと解されます。

1 特定法人との契約の締結及び特定法人への事業費の支出について

請求人の主張は、「地方自治法第 243 条（私人の公金取扱いの制限）の規定によると「普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行なわせてはならない。」とされており、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」

といます。) 第 161 条及び第 165 条の 3 の規定を「検分すると、普通地方公共団体の職員をして現金支払をさせるため経費であり、市が公金を私人に支出して、私人が(略)現金を支給する法的根拠は、全くない」というものです。しかし、施行令第 165 条の 3 第 1 項は、施行令第 161 条第 1 項第 1 号から第 15 号までに掲げる経費等、特定の経費について「私人に支出の事務を委託することができる」ことを定めるものであり、また、施行令第 161 条及び第 165 条の 3 とともに私人への支出事務の委託を禁止する規定ではありません。

このため、当該主張のみをもって、財務会計上の行為が違法又は不当である理由を摘示しているとは認められません。

2 事業費の管理について

住民監査請求の対象となる財務会計上の行為である「財産の管理」における「財産」とは、法第 237 条第 1 項の「財産」と同義と解され、現金は普通地方公共団体の所有に属するものであっても、財産の範囲から除外されています。また、金沢地方裁判所昭和 43 年 5 月 17 日判決において、住民監査請求の対象となる「「財産の管理」の「財産」には、現金が含まれない」と判示されています。

このため、請求人の主張する事業費の管理は住民監査請求の対象となる「財産の管理」には該当しません。

このほか、請求人は、特定法人は「決済代行業者として資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)に違反」し、「電子決済方式によって参加者に金融機関の口座振込行為」を行ったとも主張しています。しかし、当該行為は特定法人の行為であり、住民監査請求の要件である横浜市の執行機関又は職員の財務会計上の行為又は怠る事実についての主張とは認められません。

以上のことから、本件請求は、法第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。